

6 生活支援対策について

(1) 住居確保給付金の現状と対応は—

(質問) 全国的に激増している住居確保給付金について、本市の現状と対応を問う。

(答弁) 本給付金について本市の状況は、本年度分は10月末現在で申請件数が125件（決定件数112件）、支給額は1,248万1,200円で、このうち外国籍の市民が54件と半数を占めている。給付の延長・再延長については、3カ月の給付延長が112件のうち50件、3カ月の給付再延長が14件である。

このほか、鈴鹿市社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の貸付利用者が多く、本年9月までの貸付決定件数は1,923件である。



今後も、社会福祉協議会など関係機関との連携により、住居確保給付金をはじめとする自立相談支援事業の充実、生活保護の適正な実施といった支援施策に迅速に取り組み、相談者の生活再建を支援していく。

※住居確保給付金は、離職などにより、住居を失った方、または失うおそれがある方を対象に、原則3カ月、最大9カ月を限度に、生活保護の住宅扶助の基準額を限度として家賃相当額を本市から家主に直接支給するもの。併せて、生活の基盤を整えた上で、就職、就労定着に向けた支援を行う。

(2) 市民税、固定資産税の徴収猶予、国民健康保険料の減免の相談対応は—

(質問) 感染症の影響により、収入が減って生活困窮に陥り、税金や保険料などの支払いが困難になった方も多し。市税に関する徴収猶予および国民健康保険料の減免を受けるための条件や周知方法、また、申請件数や相談対応について問う。

(答弁) 市税については、令和2年4月30日から徴収猶予の特例制度が施行され、感染症の影響で収入が減少し、市税を一時に納付または納入が困難である場合は、申請により、納期限から1年間の徴収猶予を受けることができ、その間の延滞金が免除される。対応状況は、10月末現在で157件の申請があり、147件を許可している。徴収猶予許可累計額は、約5,741万円である。申請は5月から7月がピークであったが、

今後も増える可能性があるため、納税者からの相談に当たっては、国の特例制度に基づき、適切かつ柔軟に対応を続けていく。

国民健康保険料については、条例改正を行い、6月29日から減免を実施している。制度の概要は、感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯は、一部減額の対象となるなどの内容である。対応状況は、令和2年11月27日現在で229件の申請を受け付け、213件を承認している。制度の開始から令和2年11月27日までの減免累計額は5,800万6,000円で、全額に対し国からの財政支援がある。

なお、窓口などでは、本減免制度に該当しない方にも、他の減免制度を案内しているほか、分割納付などの納付相談を行っている。

7 健康福祉分野について

(1) 妊娠届や妊婦健診の状況はどうか—

(質問) 感染予防のため、これから子どもを産み育てようと計画していた家庭が妊娠に慎重になっているとの報道がある。全国的に5月や7月の妊娠届が、前年同月と比較すると1割ほど減少している。本市の現状を問う。

(答弁) 市が5月から7月にかけて受理した妊娠届の件数は328件で、前年同時期の366件と比べて10.4%減少している。国・県の状況と同様に、本市でも妊娠届の減少傾向が1割程度見られ、今後、出生数にも影響が出てくると考えられる。

(質問) 妊婦の方で小さい子どもがいる家庭では感染を警戒し、産婦人科に行くことをためらう場合もある。本市の妊婦健診率などの現状を問う。

(答弁) 妊婦健診の受診状況は、感染症の状況下でも、受診者数はほぼ例年どおりとなっている。今後も、医療機関などとの適切な連携を図りながら、妊婦の方が過度に感染を心配して妊婦健診の受診を控えることのないよう、あらゆる機会や媒体を活用し、積極的に啓発、受診勧奨を行っていく。

